



鏡支所だより

—第160号—

発行日 令和2年8月1日

発刊 八代市鏡支所

編集 鏡支所地域振興課

TEL 52-2131



鏡支所管内の人の動き(6月末現在)			
		()は前月比	
【世帯数】	5,980	世帯	(3)
【人口数】	14,375	人	(▲10)
	男	6,713	人 (▲2)
	女	7,662	人 (▲8)

様々な防災情報収集の方法について

緊急情報配信メールサービス

①携帯電話からメールアドレスを入力し空メールを送る。

alreg@ns2.yatsushiro.org

②仮登録のお知らせ ⇒ <http://>を選択肢しアクセス ⇒
 登録完了のお知らせ ⇒ <http://>を選択肢しアクセス ⇒
 配信サービスの情報(火災・地震・気象・台風・等)に
 チェックを入れて『設定』を選択する。
 ※インターネットからのメールを受信拒否していると、メールが届きません。
alert@ns2.yatsushiro.orgを受信可能な状態に設定してください。



↑QRコードからも登録が可能です。

RKK (3チャンネル) 「テタポン」

テレビのリモコン操作で、

- ①データ放送 **dボタン**
- ②天気・ニュース・ワルカ!・**テタポン**...
- ③自治体選択 **青ボタン** ⇒ **八代市** ⇒ **防災情報**



パソコンやワンセグ、スマホでも閲覧できます。

※地域を選択する必要があります。また、ワンセグで視聴する場合やスマートフォンアプリのダウンロード等には、パケット料金が発生します。

アプリ「テタポン」

スマートフォンをお持ちの方はこちらでも便利
八代市の情報が入ると通知が来ます。
ダウンロードはこちら!



Android用



iPhone用

コミュニティFM・「FMやつしろ (KappaFM 76.5MHz)」

※放送エリア外でもパソコン/タブレット/Android/iPhoneでKappaFMが聴けます!



災害情報ダイヤル 0180-999-194

八代広域行政事務組合消防本部では、火災や救助など管内で発生している災害情報を電話でお知らせしています。



八代市ホームページ

<http://www.city.yatsushiro.lg.jp/>

防災サイトを選択し、閲覧してください



↑QRコードからも閲覧が可能です。



農業情報配信システムへの登録を！

補助事業をはじめ、農業関連の情報を迅速にお知らせするため「農業情報配信システム」を活用した、情報配信を行っています。まだ、未登録の方はぜひ、ご登録ください。

＜登録方法＞

携帯電話から以下のメールアドレスを入力し、空メールを送信します。

「agreg@ns2.yatsushiro.org」

その後、送信されてきたメールの指示に従って登録を行ってください。

(QRコードからもアクセスできます。)

※携帯電話の迷惑メール対策でインターネットからの受信を拒否している場合は、メールが届きませんので、メールを受信可能な状態に設定してください。

※登録料は無料ですが、登録の際の通信料とメール受信に係る費用が発生する場合は、登録者の負担になります。



問合せ 農業振興課 ☎33-8751

熱中症にご注意ください！

熱中症は、体内に熱がたまることによって、めまいや吐き気などの症状を引き起こし、死亡することもある病気です。

熱中症が起こるのは、炎天下での屋外作業だけに限りません。屋内でも、熱中症を予防して、暑い夏を乗り切りましょう！

室内での予防対策

●今年も、新型コロナウイルス感染防止のため、オフィスなどの屋内でもマスク着用を求められています。マスクをしていると、喉の渇きを感じにくくなり、水分不足になりがちです。喉が渇く前に、こまめな水分補給を心がけましょう。

●気温や湿度の高い日には、扇風機やエアコンを使いましょう。エアコンの使用中でも、定期的に換気を行いましょう。

～熱中症の症状～

- ・めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のけいれん
 - ・頭痛、吐き気、おう吐、からだのだるさ、力が入らない
 - ・大量の汗、いつもと様子が違う など
- ※熱中症予防については、「広報やつしろ7月号」もご覧ください。



問合せ 健康推進課 ☎32-7200

行政相談委員による定例相談所の開設中止について

5月25日に新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が解除されたものの、感染症拡大の第2波が懸念される中、令和2年8月3日(月)に予定しておりました行政相談委員による相談所については、中止とさせていただきます。

誠に申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

相談については熊本行政評価事務所まで対応しますので、下記へご相談ください。

問合せ 熊本行政評価事務所
☎096-324-1662



不法投棄について

4月以降、町内において、私有地・公有地への不法投棄が数件発生しています。(※発生した案件については警察へ通報済み。)

不法投棄は犯罪であり、以下の罰則規定があります。

- ・個人—5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、またはその両方の刑
- ・法人—3億円以下の罰金

不法投棄を見かけたら、警察へ通報されるとともに、公有地への不法投棄については鏡支所市民環境課へもご連絡いただきますようお願いいたします。

※私有地への不法投棄の場合、不法投棄物については土地等の占有者・管理者自らが撤去しなければなりません。(廃棄物処理法第5条)

問合せ 市民環境課 ☎52-1116

「燃えるごみ」の出し方について

町内において、決められた時間以外に燃えるごみが出してある案件が多発しています。

・「燃えるごみ」は、各町内の決められた収集日・時間に出してください。

【収集日】

地区の収集日を「ごみ収集カレンダー」でご確認ください。

【ごみ出しの時間】

収集日の午前6時30分～午前8時まで(鏡地域)

・「燃えるごみ」に、ビンや缶などの燃えないごみが混入していると収集できません。ビンや缶などの資源物は、分別して「資源ごみの日」に出してください。

※午前8時以降にごみを出した場合、ごみが収集されなかったり、収集時間が遅くなったりします。地域のごみ収集がスムーズにいきますよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ 市民環境課 ☎52-1116

応いて、の電・迷・て枝ちか
 を、私原話台惑生いなんら
 お伐樹有因線風活るとど生
 願採木地にの切境とがでえ
 い・にのなる断、境の・生きて
 し剪つ雑こと、折れたの・茂
 ますすての刈が交通の枝、近
 るも再り考の妨による隣住
 など度取えらげよる隣住
 早点りられ電
 め検とれ
 のを併ま電
 対行せず線

問合せ
市民環境課
☎52-1116

樹木等の管理について



人(ひと)は等(ひと)しい

『毎月11日は人権を確かめ合う日』です。

～人権いきいきふるさとづくり～